

## DX投資等の課税特例の 基準案に関する パブリック・コメント

### EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、  
オンライン/pdfで以下のサイトから入手  
可能です。

[www.ey.com/en\\_gl/tax-alerts](http://www.ey.com/en_gl/tax-alerts)

2021年6月22日の時点で明らかになっていなかった課税の特例を受けるための成長発展事業適応特例基準や情報技術事業適応特例基準などが、[2021年7月7日のパブリック・コメント](#)で公開されています。

### 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

第204回国会にて成立(6月9日)した「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(改正法)」の施行に伴い、改正法による改正後の産業競争力強化法第21条の28第1項及び第2項に基づく基準(告示)を定める必要があります(下記2.①②)。

また、今回新設する「事業適応計画」制度を前提とした課税の特例措置の根拠法である租税特別措置法の委任を受けた租特法施行令第5条の6の6第3項及び第6項並びに第27条の12の7第2項及び第3項に基づく基準(告示)を定める必要があります(下記2.③④)。

### 2. 意見公募の対象

- ① 産業競争力強化法第二十一条の二十八第一項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準(案)
- ② 産業競争力強化法第二十一条の二十八第二項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準(案)
- ③ 産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準(案)
- ④ 生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準(案)

①②には、課税の特例を受けるための基準(成長発展事業適応特例基準や情報技術事業適応特例基準)が記載されています。また③④では、租税特別措置法施行令に基づく基準が記載されており、当該基準を満たすことにより、DX投資促進税制については5%(通常は3%)、カーボンニュートラル投資促進税制については10%(通常は5%)の控除率を適用することができます。

### 今後の見通し

2021年7月7日のパブリック・コメントにより、事業適応計画の認定や課税の特例を受けるための情報は概ね公開されました。認定等の受付はまだ始まっていませんが、認定等を受ける事業者様は、これらの情報をもとに認定等に向けての作業を開始することをお勧めいたします。

## EYのサポート体制

EY Japanでは、EY税理士法人が持つ豊富な税務アドバイザーの知見・経験と、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社が持つデジタルガバナンス関連の支援経験を融合させ、[DX投資促進税制等への対応を支援する包括的なサービスを提供](#)いたします。

また、カーボンニュートラル投資促進税制への対応についてもご支援いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

### 過去のニュースレター

- ▶ [DX投資・脱炭素の税優遇を含む改正産業競争力強化法が成立\(2021年6月17日号\)](#)
- ▶ [DX投資・カーボンニュートラル等に関するパブリックコメント開始\(2021年7月1日号\)](#)

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

### EY税理士法人

橋本 純	パートナー	jun.hashimoto@jp.ey.com
矢嶋 学	アシエートパートナー	manabu.yajima@jp.ey.com
宮崎 晃	シニアマネージャー	akira.miyazaki@jp.ey.com
加藤 城啓	シニアマネージャー	kunihiro.kato@jp.ey.com
甲斐荘 芳生	マネージャー	yoshio.kainosho@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy) をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com) をご覧ください。

### EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja\\_jp/people/ey-tax](https://www.ey.com/ja_jp/people/ey-tax) をご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20210708

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](https://www.ey.com/ja_jp)